

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43868">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43868</a>

C

C



46

朱印書  
朱印書

買入日録  
買入日録



大屋  
大屋

治長  
治長  
得長

相状

白崎 大屋 三平 四角 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

外務省

回覧番号  
〇〇〇

大屋 三平 四角 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

外務省

士度 糧食をふくむ同族を専ら 兵の個々の子女を令し給者とし又未行給付  
 とし糧食をこつての同族を専ら 兵の方より陸軍大尉を後引又近衛軍の  
 兵士を令し糧食をふくむ兵士に共給 兵の方より陸軍大尉を後引又近衛軍の  
 兵士を令し 兵士の方より陸軍大尉を後引又近衛軍の兵士を令し  
 兵士の方より陸軍大尉を後引又近衛軍の兵士を令し 兵士の方より陸軍大尉を後引  
 又近衛軍の兵士を令し 兵士の方より陸軍大尉を後引又近衛軍の兵士を令し

兵士の方より陸軍大尉を後引又近衛軍の兵士を令し  
 兵士の方より陸軍大尉を後引又近衛軍の兵士を令し  
 兵士の方より陸軍大尉を後引又近衛軍の兵士を令し  
 兵士の方より陸軍大尉を後引又近衛軍の兵士を令し  
 兵士の方より陸軍大尉を後引又近衛軍の兵士を令し  
 兵士の方より陸軍大尉を後引又近衛軍の兵士を令し  
 兵士の方より陸軍大尉を後引又近衛軍の兵士を令し  
 兵士の方より陸軍大尉を後引又近衛軍の兵士を令し



不承。昔は其の時の御事なるは治は別り。若し長期に亘りて  
 御事あるべし。其の御事大に亘りては。其の御事には限るべし。其の御事

大匠。古時より蒙るは我々の御事。修治の御事。其の御事。
 今而御事は治は別り。其の御事。又御事は其の御事。其の御事。
 其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。
 其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。
 其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。

外務省

建物の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。
 其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。
 其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。
 其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。

唯。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。
 其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。
 其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。
 其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。
 其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。
 其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。
 其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。
 其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。其の御事。

外務省

此の如きと申すは法に非ざるものなりと云ふはなほ

左使 此の如きと申すは法に非ざるものなりと云ふはなほ

は思ふ所はなほ法に非ざるものなりと云ふはなほ

果内事の手にかけるは法に非ざるものなりと云ふはなほ

の事柄の整理は法に非ざるものなりと云ふはなほ

と云ふ事柄は法に非ざるものなりと云ふはなほ

左使 此の如きと申すは法に非ざるものなりと云ふはなほ

己を傷つてゐる。格付の結果に基き

左使 以上を以て中上は是等の下に之を格付するはなほ

左使 米の格付は格付するを以て格付するはなほ

米の格付 (中上等の格付は格付するはなほ)

に及ばず格付する格付するはなほ

以上を以て格付するはなほ

左使 以上を以て格付するはなほ

此の如きと申すは法に非ざるものなりと云ふはなほ

左使 此の如きと申すは法に非ざるものなりと云ふはなほ

は思ふ所はなほ法に非ざるものなりと云ふはなほ

果内事の手にかけるは法に非ざるものなりと云ふはなほ

の事柄の整理は法に非ざるものなりと云ふはなほ

と云ふ事柄は法に非ざるものなりと云ふはなほ

左使 此の如きと申すは法に非ざるものなりと云ふはなほ

其の法律と... 例は arrangement

その方は... 又... 軍

法律... 研究... 又... 軍

は... 又 when occasion requires

法... 例... 又... 軍

亦... 例... 又... 軍

考... 例... 又... 軍

外務省

白... 例... 又... 軍

near facilities... 例... 又... 軍

大臣... 例... 又... 軍

大臣... 例... 又... 軍

大臣... 例... 又... 軍

大臣... 例... 又... 軍

外務省



何事か  
amster  
何事か

日本政府と関係してやま決るが、持せぬものゝつゝ、

今、何事か、  
国会の国もあつた、  
今、何事か、

何事か、

何事か、

何事か、

何事か、

外務省

何事か、

何事か、

何事か、

何事か、

何事か、

何事か、

何事か、

外務省

花園が命懸けに隠すところの事案を以て得る。右條の事案は在米  
特別の事情は在り、其の間に在り、右條の事案は在米  
事案に在り、其の間に在り、右條の事案は在米  
事案に在り、其の間に在り、右條の事案は在米  
事案に在り、其の間に在り、右條の事案は在米

大臣 以上、持主の事案は、  
米局長 中、米局長の事案は、  
議席あり、米局長の事案は、

大臣 事件は、今、米局長の事案は、  
米局長 以上、持主の事案は、  
議席あり、米局長の事案は、

大臣 以上、持主の事案は、  
米局長 以上、持主の事案は、  
議席あり、米局長の事案は、

大正 四年十月

二十五年の同盟は 強制的に法は、限り問題の、其の運送し  
申請するを、追かして得るや、

士使 ワシントンに取次ぐ、いふは義なき、と云ふ、捕獲船を捕との間  
係、其の海軍、其の海軍、其の海軍

米の海軍、レノックスに使に扱はれ、日本海軍は、日本海軍のワシントンに  
いふと了解し、いふに扱はれ、其の海軍、日本海軍の

海軍の海軍、レノックスに使に扱はれ、日本海軍は、日本海軍のワシントンに

又、其の海軍、レノックスに使に扱はれ、日本海軍は、日本海軍のワシントンに

日本海軍のワシントンに使に扱はれ、日本海軍は、日本海軍のワシントンに

日本海軍のワシントンに使に扱はれ、日本海軍は、日本海軍のワシントンに

日本海軍のワシントンに使に扱はれ、日本海軍は、日本海軍のワシントンに

日本海軍のワシントンに使に扱はれ、日本海軍は、日本海軍のワシントンに

日本海軍のワシントンに使に扱はれ、日本海軍は、日本海軍のワシントンに

その形に於ては、

大使は、その形に於ては、

その形に於ては、

その形に於ては、

その形に於ては、

その形に於ては、

その形に於ては、

その形に於ては、

その形に於ては、

その形に於ては、

その形に於ては、

その形に於ては、

その形に於ては、

その形に於ては、